

平成26年度 定期監査報告 (第5号)

1. 監査の対象 水産経済部〔水産港湾課、農林課〕
2. 監査の期間 自 平成26年11月10日
至 平成26年12月5日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明
根室市監査委員 波 多 雄 志
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成25年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

(1) 前回監査の指摘事項の処理状況について

(2) 予算執行の全般的な体制の適否について

(3) 収入事務について

- ① 過誤納金の処理の適否
- ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
- ③ 調定漏れの有無
- ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の整否
- ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
- ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
- ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の当否
- ⑧ 現金引継ぎの正否

(4) 支出事務について

- ① 支出負担行為の適否
- ② 予算目的に反する支出の有無
- ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
- ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
- ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
- ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否

- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の当否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の整否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものであ

る。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 水産経済部

● 水産港湾課

○ 水産振興担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 収納金の取り扱いについて、船員手帳手数料の領収金を最長4週間以上経過した後、指定金融機関派出所に払い込まれているものがあるが、公金の取り扱いには細心の注意を払うとともに、会計規則第33条の規定に基づき適正に事務処理されたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 車両賃貸借契約の入札において、支店に指名通知を行ったにもかかわらず、入札は親会社の代理人として支店が行っていること、さらには、代理人の入札における委任状の提出がないなど、一連の書類に整合性がないので、内容を確認の上、適正な入札を図られたい。

○ 水産振興担当（流通加工センター汚水処理事業特別会計）

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 汚水処理施設使用料（滞納繰越分）における収入未済金の会計管理者への歳入調定通知及び繰越報告が遅れているものがあるので、会計規則第21条及び第42条の規定に基づき適正に事務処理されたい。

○ 港政担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 花咲港区防潮堤管理業務委託の「委託契約書」において、受注者の代表印が押印されず受付印が押され、収入印紙に割印もされていなく、また、「着手届」が未提出であり、「委託業務完了届」の決裁行為がなされていない。更に「委託業務完了検査書」においても作成がなされていない状況であり、著しく適正を欠くので、十分留意されたい。

○ 港湾管理担当

- ・ 特記事項なし

● 農林課

○ 農政担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 航空機賃貸借契約において、2社による見積合を行い見積随意契約を行っているが、見積書提出前の段階にもかかわらず、執行伺に添付している契約書（案）に受託先が記入されているので、適正に事務処理されたい。

○ 林務担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 森林環境保全直接事業搬出間伐工事の指名競争入札において、
①指名通知の際における予定価格の事前公表がなされていないこと
②入札時に工事費内訳書の提出がなされていないことなど、著しく不適切な入札事務となっているので、予定価格の事前公表実施要領等を確認され、適正に事務処理されたい。
- (2) 「市民の森」監視・清掃業務委託において、随意契約ではあるが、執行伺に添付している契約書（案）に受託先が記入されているので、適正に事務処理されたい。
- (3) 備品の購入において、見積予定価格書の作成が見積書提出の翌日に作成されており、不適切な事務処理となっているので、適正に事務処理されたい。

○ 自然保護担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 「囲いわなによるエゾシカ捕獲業務」及び「個体数調整のためのエゾシカ捕獲業務」更に「エゾシカ個体残滓処理業務」の見積合せにおいて、入札執行者を課長職が行っているが、単価（個体）契約による入札執行は、予算額で判断し、部長が行うべきであり、執行者の選択に誤りがあるので、適正に事務処理されたい。
- (2) ネイチャーセンター運営委託業務において、「委託業務完了届」は提出されているが「業務完了報告書」が未提出（9月・3月分）であり、適正を欠くので、十分留意されたい。
- (3) エレベーター保守点検委託業務において、「委託業務完了届」は提出されているが「点検報告書」が未提出（9月～3月分）であり適正を欠くので十分留意されたい。
- (4) 囲いわなによるエゾシカ捕獲業務において、随意契約であるが、執行伺に添付されている契約書（案）に受託先が記入されている、適正に事務処理されたい。